

參考資料

2019 年度介護報酬改定に関する審議報告

社会保障審議会介護給付費分科会

2018 年 12 月 26 日

介護職員の処遇改善については、2017 年度の臨時改定も含めこれまで数度にわたる取組を行ってきたが、今般「新しい経済政策パッケージ」(2017 年 12 月 8 日閣議決定)において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費 1000 億円程度を投じ、処遇改善を行う。」とされ、2019 年 10 月の消費税率引上げに伴う報酬改定において対応することとされた。

また、介護保険サービス等に関する消費税の取扱いについては、2019 年 10 月に予定されている消費税率 10% への引上げに伴い、介護サービス施設・事業所に実質的な負担が生じないよう、対応について検討する必要がある。

当分科会においては介護職員の処遇改善及び介護保険サービス等に関する消費税の取扱いについて議論を行ってきたが、これまでの議論に基づき、2019 年度介護報酬改定に関する基本的な考え方を以下のとおり取りまとめたので報告する。

1. 介護職員の処遇改善

(1) 基本的な考え方

- 介護職員の処遇を含む労働条件については、本来、労使間において自律的に決定すべきものであるが、現下の厳しい介護人材不足、依然として小さくない他産業との賃金差等の中、介護離職ゼロ等に向けて介護職員の確保、定着につなげていくためには、公費・保険料による政策的対応も必要である。その際、今後も確実な処遇改善を担保するためには、現行の処遇改善加算と同様、介護報酬における加算として必要な対応を講ずることが適当であると考えられる。
- このため、2019 年度介護報酬改定では、現行の介護職員処遇改善加算に加えて、介護職員の更なる処遇改善を行うこととし、具体的には、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善を行うことが適当である。
- その際、新しい経済政策パッケージにおいて、「他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを

前提」とされていることを踏まえ、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、介護職員以外の職種にも一定程度処遇改善を行う柔軟な運用を認めることが適当である。

- また、今般の処遇改善について、介護人材の確保等の目的が達成されたか効果検証を行うとともに、介護職員の確保に当たっては、処遇改善だけではなく離職防止に向けた総合的な取組を行うことが適当である。
- なお、介護職員の処遇改善については、例外的かつ経過的な取扱いとして設けられたことを踏まえるべき、その必要性は認めつつも、保険者や利用者の負担に配慮すべきとの意見があった一方で、従来 of 交付金から財源の安定性の観点から加算で行うことになった経緯を踏まえるべき、更なる処遇改善を引き続き検討していくべきとの意見があった。
- 本分科会で出された意見も踏まえつつ、処遇改善の在り方については、今般の処遇改善の施行状況等を踏まえ引き続き検討することが適当である。

(2) 加算の対象(取得要件)

- 加算対象のサービス種類としては、今般の更なる処遇改善がこれまでの数度にわたり取り組んできた介護職員の処遇改善をより一層進めるものであることから、これまでの介護職員処遇改善加算と同様のサービス種類とすることが適当である。
- 長く働き続けられる環境を目指す観点から、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われることを担保し、これらの取組を一層推進するため、
 - ・ 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得している事業所を対象とすることとし、加えて、
 - ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていることを求め、加算の取得要件とすることが適当である。その際、職場環境等要件に関し、実効性のあるものとなるよう検討することが適当である。
- なお、これまで処遇改善の対象となっていないサービス種類についても、これらのサービス種類における担い手不足や医療ニーズ対応の必要性、賃金の実態等を踏まえ、加算の対象とすべきとの意見や、現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)の取得に向けた支援を強化すべきとの意見もあった。

(3) 加算率の設定

① サービス種類ごとの加算率

- ・ 介護職員確保に向けた処遇改善を一層進めるとともに、人材定着にもつながるよう、経験・技能のある介護職員が多いサービス種類を高く評価することとし、サービス種類ごとの加算率は、それぞれのサービス種類ごとの勤続 10 年以上の介護福祉士の数に応じて設定することが適当である。

② サービス種類内の加算率

- ・ 現時点で把握可能なデータや、事業所や自治体の事務負担、新しいサービス種類・事業所があることに、一定の留意をした上で、同じサービス種類の中でも、経験・技能のある介護職員の数が多い事業所や職場環境が良い事業所について更なる評価を行うことが望ましい。
- ・ このため、介護福祉士の配置が手厚いと考えられる事業所を評価するサービス提供体制強化加算等の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定することが適当である。なお、経験・技能のある介護職員が多い事業所や職場環境が良い事業所をより精緻に把握する観点から、その方法について、今後検討することが必要である。

(4) 事業所内における配分方法

- (1)の基本的な考え方を踏まえ、経験・技能のある介護職員、その他の介護職員、その他の職種順に配分されるよう、事業所内の配分方法は以下のとおりとすることが適当である。なお、配分に当たっては、経験・技能のある介護職員、その他の介護職員、その他の職種について、こうした区分ごとの平均の処遇改善額を比較することとし、それぞれの区分内での一人ひとりの処遇改善額は柔軟に設定できることとする。

① 経験・技能のある介護職員、その他の介護職員、その他の職種の設定の考え方

- ・ 経験・技能のある介護職員は、勤続 10 年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続 10 年の考え方については、事業所の裁量で設定できることとする。
- ・ その他の介護職員は、経験・技能のある介護職員以外の介護職員とする。
- ・ その他の職種は、介護職員以外の全ての職種の職員とする。

② 具体的な配分の方法

- ・ 経験・技能のある介護職員において、月額8万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金(年収 440 万円)以上となる者を設定・確保すること。これにより、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現する。

※ 小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求める。

- ・ 経験・技能のある介護職員は、平均の処遇改善額がその他の介護職員の2倍以上とすること。
- ・ その他の職種は、平均の処遇改善額がその他の介護職員の2分の1を上回らないこと(※)。また、更なる処遇改善において、リーダー級の介護職員について他産業と遜色のない賃金水準を目指す中で、改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金(年収 440 万円)を超えない場合に改善を可能とすること。

※ 平均賃金額について、その他の職種がその他の介護職員と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

- なお、その他の職種への配分について、より事業所の裁量を認めるべきであるとの意見や、一部の職員に過度に配分することによる職場環境への影響に留意すべきとの意見、小規模事業所について、法人単位での対応を可能とする等の配慮を求める意見もあった。

2. 介護保険サービス等に関する消費税の取扱い

(1) 基本単位数の取扱い

- 基本単位数の上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税経費の割合を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本単位数への上乗せ率を算出することが適当である。

(2) 加算の取扱い

- 課税経費の割合が大きいと考えられる加算については、基本単位数への上乗せと同様に課税費用に係る上乗せを行うことが適当である。
- 一方、上乗せすべき単位数が1単位に満たない等個別に上乗せ分を算出して対応することが困難な加算については、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めた上乗せ対応を行うことが適当である。
- その際、単位数ではなく基本単位数の割合で設定されている加算や、交通費相当額で設定される福祉用具貸与に係る加算については、上乗せ対応を行わないことが適当である。

(3) 区分支給限度基準額

- 消費税引上げに伴う基本単位数等への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じる可能性があること等から、消費税率引上げの影響分について、区分支給限度基準額を引き上げることが適当である。

(4) 基準費用額、負担限度額

- 2017 年度介護事業経営実態調査による平均的な費用額と基準費用額を設定した際の平均的な費用額に一定の変動幅がみられるとともに、一部費用については、消費税率引上げにより負担が増加することが見込まれる。このため、利用者負担への影響を加味しつつ、8%から10%への消費税率引上げによる影響分を現行の基準費用額に上乗せを行うことが適当である。
- また、基準費用額については、今後介護事業経営実態調査で実態を把握した上で、どのような対応を図るべきか引き続き検討することが適当である。
- 他方、食費・居住費に係る負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めており、これは消費税率の引上げにより直接的に変動するものではないことから、見直しは行わないことが適当である。
- なお、基準費用額について実態把握の方法に関する意見や、消費税の影響分のみならず実態を踏まえた対応を行うべきとの意見もあった。

(5) 特定福祉用具販売、住宅改修サービス費及び福祉用具貸与

- 特定福祉用具販売及び住宅改修サービス費については、市場価格による保険給付が行われており、特段の対応は行わない一方で、本年10月から設定された福祉用具貸与の上限額について、税率引上げ分を引上げることが適当である。

介護人材の処遇改善について

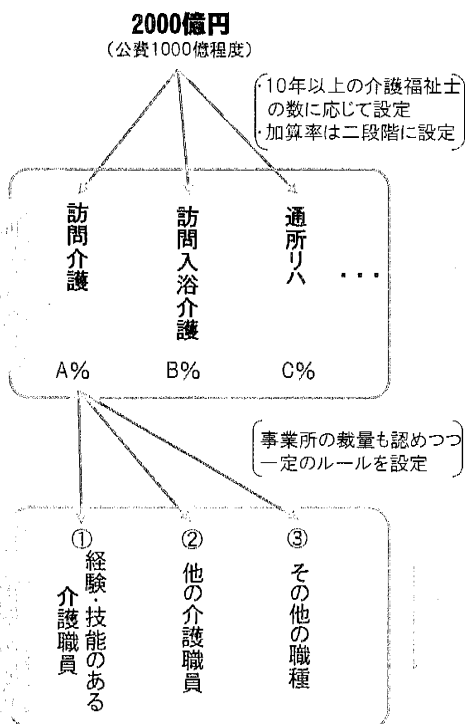
新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善

社保審一介護給付費分科会
第169回 (H31. 2. 13) 資料1 一部修正

国費210億円程度
※ 改定率換算+1.67%

○ 新しい経済政策パッケージ (抜粋)

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。
具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な適用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均3万円相当の処遇改善を行うことを法定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



▶ ①経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保

→ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現

※小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求める。

▶ 平均の処遇改善額が、

・ ①経験・技能のある介護職員は、②その他の介護職員の2倍以上とすること

・ ③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと

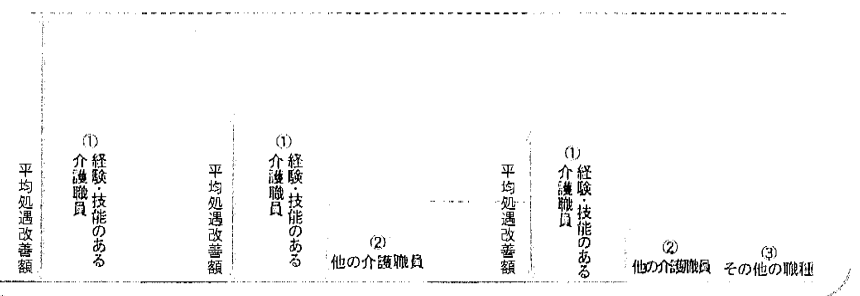
※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、

勤続10年の考え方は、事業所の数で設定

※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能

※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能

全て選択可能



処遇改善加算全体のイメージ

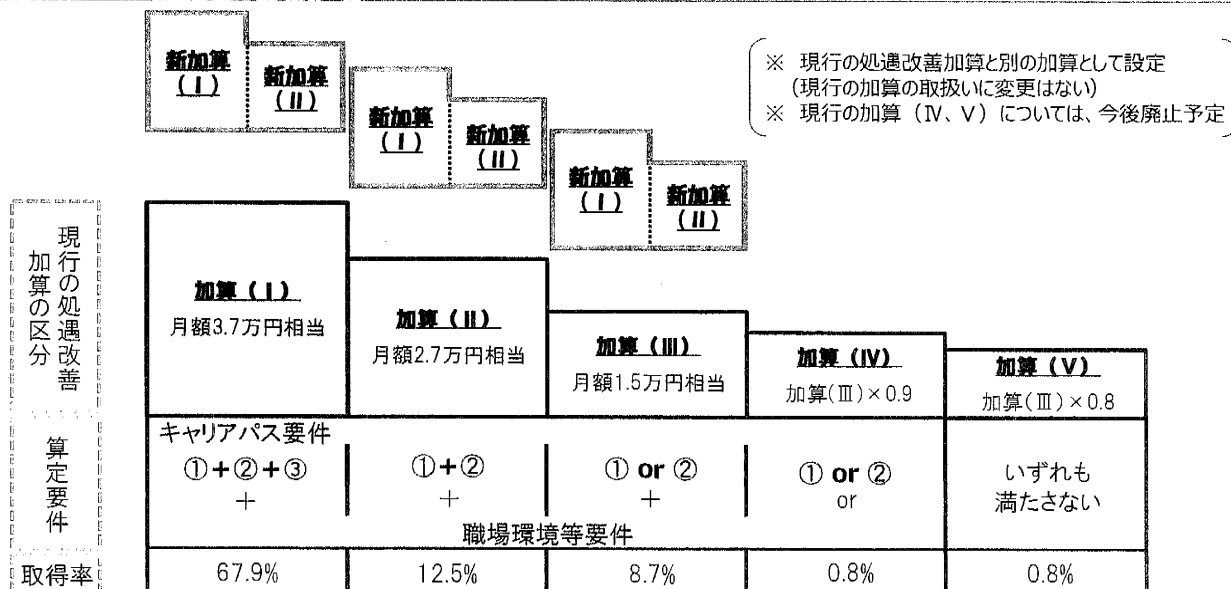
社保審一介護給付費分科会
第168回(H31.2.13)資料1より

<新加算(特定処遇改善加算)の取得要件>

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

- ・ サービス提供体制強化加算(最も高い区分)、特定事業所加算(従事者要件のある区分)、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算(Ⅱ)の加算率がその×0.9となるよう設定(ただし、新加算(Ⅰ)と新加算(Ⅱ)で加算率の差が大きくなる場合(1.5倍を超える場合)には、×0.95となるよう設定)



介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について

社保審一介護給付費分科会
第168回(H31.2.13)資料1より

1. 加算算定対象サービス

* 1段階×0.95としたサービス区分

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%	13.7%	10.0%	5.5%	加算(Ⅲ)により算出した単位×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護 *	2.1%	1.5%	5.8%	4.2%	2.3%		
・通所介護 ・地域密着型通所介護	1.2%	1.0%	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 *	3.1%	2.3%	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.7%	2.3%	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

更なる処遇改善について①

論点1

- 新加算の取得要件として、現行の処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していることに加え、
 - ・ 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - ・ 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていることとされているが、具体的にどのような取扱いとするか。

対応案

< 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること >

- 現行の処遇改善加算においては、算定要件の一つとして、職場環境等要件を設けており、職場環境等の改善に関する取組について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」に区分し、実施した項目について報告を求めることとしている。
- 新加算の算定要件としては、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」それぞれの区分で、1つ以上の取組を行うこと等、実効性のある要件となるよう検討してはどうか。

※平成29年度介護従事者処遇状況等調査のデータで、現行の処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を取得する事業所のうち、職場環境等要件について、

- ・ 2つ以上の取組を行う事業所は、99.5%
- ・ 「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の3つの区分全てに取り組む事業所は、89.3%

更なる処遇改善について①

対応案

< 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること >

- 利用者が、適切に事業所等を比較・検討できるよう、都道府県等が情報提供する仕組みとして情報公表制度が設けられており、介護事業者は、年1回、直近の介護サービスの情報を都道府県に報告し、都道府県等は報告された内容についてインターネットに公表している。
- 公表する情報には、「提供サービスの内容」や「従業者に関する情報」として、「介護職員処遇改善加算の取得状況」や「従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況」も含まれている。
- 新加算の要件として
 - ・ 「提供サービスの内容」において、新加算の取得状況を報告すること
 - ・ 「従業者に関する情報」において、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容の報告を求めることを検討してはどうか。あわせて、
 - ・ 情報公表制度においては、介護職員処遇改善加算に関する具体的な説明がないことから、処遇改善に取り組む事業所であることを明確化すること等を検討してはどうか。

職場環境等要件の報告に関する通知様式

介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
(老発0322第2号平成30年3月22日厚生労働省老健局長通知)

(3) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

加算(Ⅰ・Ⅱ)については平成27年4月以降の、加算(Ⅲ・Ⅳ)については平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること(ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する嗜吸吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) ・ 研修の受講やキャリアパス制度と人事考課との連動 ・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・ キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る) ・ その他()
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入 ・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化 ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・ その他()
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・ 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) ・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ・ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 職員の増員による業務負担の軽減 ・ その他()

情報公表制度の概要

(介護保険の理念である「自己選択」の支援)

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタート。

利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県及び指定都市が提供する仕組み。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも情報を入手することが可能。平成29年度時点で、全国約20万か所の事業所情報が公表されている。

情報公表される内容

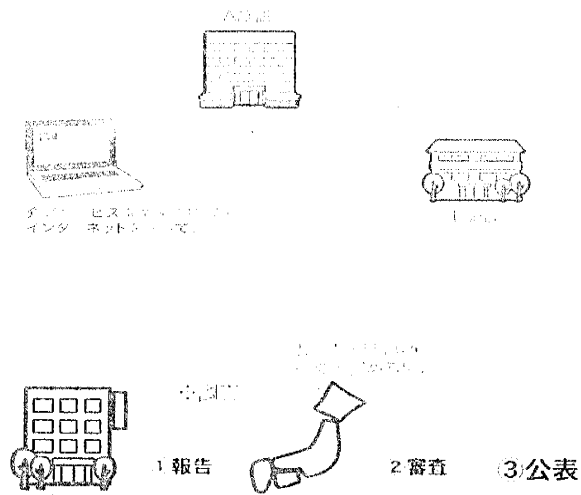
① 基本情報

- 事業所の名称、所在地等
- 従業者に関するもの
- 提供サービスの内容
- 利用料等
- 法人情報

② 運営情報

- 利用者の権利擁護の取組
- サービスの質の確保への取組
- 相談・苦情等への対応
- 外部機関等との連携
- 事業運営・管理の体制
- 安全・衛生管理等の体制
- その他(従業者の研修の状況等)

※その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるよう「事業所の特色」(事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの特色など)についても、情報公表システムにおいて、任意の公表が可能。



更なる処遇改善について②

論点 2

- 経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保することとし、「小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求める」としているが、「設定することが困難な場合」の考え方を明確化してはどうか。

対応案

- 「小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求める」としているが、どのような場合がこの例外事由にあたるかについては、個々の実態を踏まえ個別に判断する必要があるが、
 - ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合
 - ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
 - ・ 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化が必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合を基本とし判断することとする等、考え方の明確化を図ることを検討してはどうか。

更なる処遇改善について③

論点 3

- 「経験・技能のある介護職員」については、「勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方については、事業所の裁量で設定できることとする。」としているが、事業所の裁量についてどのように考えるか。

対応案

- 経験・技能のある介護職員を設定するに当たり、「勤続10年以上の介護福祉士を基本」とするものの、「勤続10年の考え方」については、
 - ・ 勤続年数を計算するに当たり、同一法人のみの経験でなく、他法人や医療機関等での経験等も通算できること
 - ・ 10年以上の勤続年数を有しない者であっても、業務や技能等を勘案し対象とできること等、事業所の裁量を認めることを検討してはどうか。

論点 4

- 事業所内における配分に当たり、法人単位での対応を可能とする等の配慮を求める意見があるが、どのように考えるか。

対応案

- 現行の処遇改善加算においても、法人が複数の介護サービス事業所を有する場合等の特例として、一括した申請を認めることとしており、新加算においても同様に法人単位での対応を認めることを検討してはどうか。

介護職員処遇改善加算の請求事業所数（平成30年8月審査分）

	請求事業所数	加算取得あり												加算取得なし		計（IV+V+未取得）	
		総計		（Ⅰ）		（Ⅱ）		（Ⅲ）		（Ⅳ）		（Ⅴ）		未請求事業所数	未取得率	事業所数	割合
		加算請求事業所数	取得率	加算請求事業所数	取得率	加算請求事業所数	取得率	加算請求事業所数	取得率	加算請求事業所数	取得率	加算請求事業所数	取得率				
全 国	168,646	154,338	91.5%	123,411	73.2%	16,458	9.8%	12,466	7.4%	952	0.6%	1,051	0.6%	14,308	8.5%	16,311	9.7%
北 海 道	7,725	7,029	91.0%	5,614	72.7%	812	10.5%	537	7.0%	41	0.5%	25	0.3%	696	9.0%	762	9.9%
青 森	2,127	1,968	92.5%	1,594	74.9%	228	10.7%	130	6.1%	4	0.2%	12	0.6%	159	7.5%	175	8.2%
岩 手	2,154	1,995	92.6%	1,442	66.9%	382	17.7%	158	7.3%	12	0.6%	1	0.0%	159	7.4%	172	8.0%
宮 城	3,075	2,838	92.3%	2,248	73.1%	335	10.9%	230	7.5%	15	0.5%	10	0.3%	237	7.7%	262	8.5%
秋 田	1,955	1,876	96.0%	1,595	81.6%	168	8.6%	88	4.5%	18	0.9%	7	0.4%	79	4.0%	104	5.3%
山 形	1,794	1,685	93.9%	1,446	80.6%	137	7.6%	93	5.2%	4	0.2%	5	0.3%	109	6.1%	118	6.6%
福 島	2,810	2,597	92.4%	2,121	75.5%	247	8.8%	207	7.4%	13	0.5%	9	0.3%	213	7.6%	235	8.4%
茨 城	3,474	3,122	89.9%	2,420	69.7%	347	10.0%	283	8.1%	22	0.6%	50	1.4%	352	10.1%	424	12.2%
栃 木	2,598	2,367	91.1%	1,772	68.2%	329	12.7%	224	8.6%	11	0.4%	31	1.2%	231	8.9%	273	10.5%
群 馬	3,137	2,842	90.6%	2,014	64.2%	372	11.9%	423	13.5%	16	0.5%	17	0.5%	295	9.4%	328	10.5%
埼 玉	7,014	6,462	92.1%	5,398	77.0%	634	9.0%	380	5.4%	27	0.4%	23	0.3%	552	7.9%	602	8.6%
千 葉	6,517	5,980	91.8%	5,053	77.5%	508	7.8%	361	5.5%	35	0.5%	23	0.4%	537	8.2%	595	9.1%
東 京	11,930	10,910	91.5%	9,085	76.2%	1,022	8.6%	720	6.0%	33	0.3%	50	0.4%	1,020	8.5%	1,103	9.2%
神 奈 川	9,124	8,519	93.4%	7,324	80.3%	745	8.2%	414	4.5%	19	0.2%	17	0.2%	605	6.6%	641	7.0%
新 潟	3,329	3,190	95.8%	2,542	76.4%	269	8.1%	347	10.4%	21	0.6%	11	0.3%	139	4.2%	171	5.1%
富 山	1,681	1,579	93.9%	1,388	82.6%	79	4.7%	102	6.1%	0	0.0%	10	0.6%	102	6.1%	112	6.7%
石 川	1,667	1,574	94.4%	1,448	86.9%	71	4.3%	49	2.9%	3	0.2%	3	0.2%	93	5.6%	99	5.9%
福 井	1,273	1,172	92.1%	995	78.2%	85	6.7%	78	6.1%	5	0.4%	9	0.7%	101	7.9%	115	9.0%
山 梨	1,254	1,108	88.4%	829	66.1%	137	10.9%	95	7.6%	41	3.3%	6	0.5%	146	11.6%	193	15.4%
長 野	3,230	2,938	91.0%	2,367	73.3%	321	9.9%	211	6.5%	18	0.6%	21	0.7%	292	9.0%	331	10.2%
岐 阜	2,697	2,371	87.9%	1,953	72.4%	204	7.6%	169	6.3%	20	0.7%	25	0.9%	326	12.1%	371	13.8%
静 岡	4,660	4,235	90.9%	3,406	73.1%	383	8.2%	406	8.7%	19	0.4%	21	0.5%	425	9.1%	465	10.0%
愛 知	7,745	7,050	91.0%	6,005	77.5%	586	7.6%	389	5.0%	35	0.5%	35	0.5%	695	9.0%	765	9.9%
三 重	2,714	2,410	88.8%	1,888	69.6%	239	8.8%	221	8.1%	26	1.0%	36	1.3%	304	11.2%	366	13.5%
滋 賀	1,732	1,629	94.1%	1,319	76.2%	162	9.4%	116	6.7%	22	1.3%	10	0.6%	103	5.9%	135	7.8%
京 都	2,940	2,766	94.1%	2,403	81.7%	225	7.7%	122	4.1%	13	0.4%	3	0.1%	174	5.9%	190	6.5%
大 阪	12,605	11,526	91.4%	9,185	72.9%	1,336	10.6%	876	6.9%	63	0.5%	66	0.5%	1,079	8.6%	1,208	9.6%
兵 庫	7,321	6,738	92.0%	5,476	74.8%	753	10.3%	459	6.3%	23	0.3%	27	0.4%	583	8.0%	633	8.6%
奈 良	2,011	1,835	91.2%	1,515	75.3%	170	8.5%	143	7.1%	6	0.3%	1	0.0%	176	8.8%	183	9.1%
和 歌 山	1,934	1,777	91.9%	1,330	68.8%	199	10.3%	225	11.6%	8	0.4%	15	0.8%	157	8.1%	180	9.3%
鳥 取	1,020	906	88.8%	760	74.5%	61	6.0%	78	7.6%	2	0.2%	5	0.5%	114	11.2%	121	11.9%
島 根	1,436	1,357	94.5%	1,078	75.1%	166	11.6%	96	6.7%	10	0.7%	7	0.5%	79	5.5%	96	6.7%
岡 山	3,343	3,054	91.4%	2,306	69.0%	442	13.2%	279	8.3%	13	0.4%	14	0.4%	289	8.6%	316	9.5%
広 島	4,506	4,169	92.5%	3,131	69.5%	593	13.2%	379	8.4%	17	0.4%	49	1.1%	337	7.5%	403	8.9%
山 口	2,369	2,063	87.1%	1,531	64.6%	246	10.4%	195	8.2%	43	1.8%	48	2.0%	306	12.9%	397	16.8%
徳 島	1,484	1,317	88.7%	1,070	72.1%	97	6.5%	119	8.0%	19	1.3%	12	0.8%	167	11.3%	198	13.3%
香 川	1,641	1,490	90.8%	1,176	71.7%	173	10.5%	120	7.3%	8	0.5%	13	0.8%	151	9.2%	172	10.5%
愛 媛	2,669	2,470	92.5%	1,942	72.8%	246	9.2%	205	7.7%	17	0.6%	60	2.2%	199	7.5%	276	10.3%
高 知	1,300	1,126	86.6%	763	58.7%	180	13.8%	152	11.7%	13	1.0%	18	1.4%	174	13.4%	205	15.8%
福 岡	7,655	6,934	90.6%	5,391	70.4%	835	10.9%	569	7.4%	44	0.6%	95	1.2%	721	9.4%	860	11.2%
佐 賀	1,634	1,474	90.2%	1,129	69.1%	155	9.5%	151	9.2%	16	1.0%	23	1.4%	160	9.8%	199	12.2%
長 崎	2,773	2,506	90.4%	1,821	65.7%	307	11.1%	325	11.7%	38	1.4%	15	0.5%	267	9.6%	320	11.5%
熊 本	3,349	3,016	90.1%	2,193	65.5%	331	9.9%	467	13.9%	15	0.4%	10	0.3%	333	9.9%	358	10.7%
大 分	2,114	1,904	90.1%	1,275	60.3%	345	16.3%	250	11.8%	18	0.9%	16	0.8%	210	9.9%	244	11.5%
宮 崎	2,128	1,908	89.7%	1,309	61.5%	188	8.8%	328	15.4%	43	2.0%	40	1.9%	220	10.3%	303	14.2%
鹿 児 島	3,169	2,901	91.5%	2,144	67.7%	406	12.8%	275	8.7%	38	1.2%	38	1.2%	268	8.5%	344	10.9%
沖 縄	1,829	1,655	90.5%	1,217	66.5%	202	11.0%	222	12.1%	5	0.3%	9	0.5%	174	9.5%	188	10.3%

※1 厚生労働省「介護給付費等実態統計」の平成30年8月審査分（7月サービス提供分）の特別集計により算出

※2 請求事業所数は、介護職員処遇改善加算の対象となる介護サービスの請求事業所数

○介護施設整備に係る国有地の有効活用について

平成 27 年 12 月 21 日
財 理 第 4 9 9 7 号

改正 平成 28 年 3 月 17 日財理第 961 号
同 30 年 3 月 30 日同 第 1150 号
同 30 年 12 月 26 日同 第 4269 号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

未利用国有地等の管理処分にあたっては、平成 23 年 5 月 23 日付財理第 2199 号「未利用国有地等の管理処分方針について」通達（以下「管理処分方針通達」という。）に基づき、個々の財産の特性を踏まえながら、地域や社会の要請及び国の財政事情を勘案し、有効活用を推進することとしている。

特に社会福祉分野については、優先的売却に加え定期借地権（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 22 条に規定する借地権及び第 23 条第 1 項又は第 2 項に規定する借地権をいう。以下同じ。）による貸付制度を活用した国有地の有効活用を進めることとしており、具体的な取扱いについて、平成 22 年 8 月 27 日付財理第 3644 号「社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体に対する定期借地権の設定について」通達及び平成 23 年 3 月 31 日付財理第 1539 号「社会福祉施設等の整備を目的とした社会福祉法人等に対する定期借地権の設定について」通達（以下「定借通達」と総称する。）に定めているところである。

引き続き上記の方針に基づき国有地の有効活用を進めていくこととなるが、平成 27 年 11 月 26 日、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」が取りまとめられ、用地確保が困難な都市部等において、賃料減額といった国有地の更なる活用などにより介護施設等整備を促進することとされたところである。

これを受け、特に都市部における介護施設整備の加速化に資するよう、定期借地権による減額貸付等を実施し、国有地の更なる活用を図るため、管理処分方針通達又は定借通達の規定にかかわらず、下記によることとしたので通知する。

なお、下記に掲げる事項以外の取扱いについては、これらの通達に定めるところによることを念のため申し添える。

記

1 対象期間

平成 28 年 1 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に新規に契約を締結する場合を対象とする。

2 対象地域

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県

3 対象施設

別添第 1 に定める施設を対象とする。なお、当該施設に別添第 2 に定める施設が合築又は併設される場合は、当該施設を対象施設に含める。

4 処分等手続き

(1) 地方公共団体との連携

都市部における介護施設整備の加速化に資するよう国有地を有効に活用していくためには、地域における介護施設整備の需要や課題を十分把握し、これに的確に対応していくことが必要である。したがって、本通達に基づく処理の効果的な実施に向けて、介護施設整備の促進に資する効果的な情報提供のあり方、事業者の選定方法、国有地の処分等スケジュールなどのほか、街づくりの観点からの他の公的用途との利用調整などについて十分協議を行うなど、対象地域の地方公共団体（以下「対象地方公共団体」という。）との連携の下、適切に進めるよう努めるものとする。

(2) 地方公共団体に対する情報提供

対象施設の整備に資するよう、対象地方公共団体に対し、以下のとおり情報提供を行うものとする。

イ 情報提供対象財産の選定

対象地方公共団体と協議の上、対象施設の整備に資すると認められる未利用国有地（現に引受けが行われていない場合であっても引受けが決定している国有地を含む。）を情報提供対象財産として選定する。

ロ 情報提供の実施時期

上記イにより選定した財産は、原則として、管理処分方針通達記の第 3 の 5 の (3) に規定する取得等要望の受付に先立ち情報提供を行うものとする。

(3) 取得等要望の調整

イ 対象地方公共団体への情報提供の結果、対象地方公共団体から、当該地方公共団

体における対象施設の整備のための活用を検討したい旨の要望（注）があった場合、当該要望の対象となった財産については、対象地方公共団体と協議の上、管理処分方針通達記の第3の2に規定する個別活用財産とするものとする。

ロ 対象地方公共団体における検討の結果、具体的な取得等要望があった場合は、取得等要望書の提出を受け、本通達、管理処分方針通達及び定借通達に定める処分等の手続きを進めるものとし、具体的な取得等要望がない場合は、下記ハに基づき、処分等を進めるものとする。

ハ 上記イの要望がない財産については、管理処分方針通達の規定に基づき、確認文書の送付及び財務局等ホームページへの掲載を行い、処分等を進めることとするが、その際、対象地方公共団体が対象施設の整備のための活用を優先することが望ましいとの意見を有する場合は、取得等要望の受付に当たって、その旨を表示することができるものとする。

（注）対象地方公共団体による利用（借受けし社会福祉法人へ転貸する場合を含む。以下同じ。）を検討する場合のほか、対象地方公共団体が社会福祉法人を公募等により選定して利用させることを検討する場合を含む。

(4) 契約締結期限の特例

介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画その他地方公共団体が策定する計画に沿った整備を行うため、処分等相手方への決定通知送付の日から起算して2年を超えて契約を締結する必要があると認められる場合は、その内容を審査のうえ、2年を超えて必要な契約締結期限を定めることができるものとする。

5 定期借地権による貸付けの特例

対象地方公共団体又は社会福祉法人を貸付相手方として、対象期間内に対象地域において対象施設の用に供するため新規に定期借地権による貸付契約を締結する場合は、以下の取扱いによるものとする。

(1) 貸付料

貸付期間の初日から起算して10年間（以下「減額貸付期間」という。）に限り、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第3条の規定に基づき、定借通達記の7の（1）により算定した貸付料を減額する。

なお、貸付料の算定に当たっては、管理処分方針通達記の第6の2の（2）の規定及び平成14年3月29日付財理第1169号「優遇措置の取扱いについて」通達の規定は適用せず、昭和48年12月26日付蔵理第5722号「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」通達（以下「減額通達」という。）に定めるところによる。

この場合において、減額通達記の第1の2の(2)のロに規定する準適正規模の減額率は、5割として算定するものとする。

(注1) 貸付料を減額する期間は貸付期間の初日から起算して10年間に限るものとし、当該期間経過後の期間（以下「時価貸付期間」という。）の貸付料については、時価によるものとなることに留意のこと。

(注2) 地方公共団体が借受けし社会福祉法人に転貸する場合、貸付料は時価によるものとなることに留意のこと。

(注3) 対象施設に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設で対象施設以外の施設が併設される場合、当該併設施設に係る貸付料は、時価によるものとなることに留意のこと。

(2) 一時金等の取扱い

イ 契約保証金

契約保証金の納付は要しない。

ロ 前納貸付料

(イ) 上記(1)により貸付料を減額する場合において、貸付料を前納する場合の限度額は、減額措置を行わないとした場合の貸付当初の貸付料年額に貸付期間の月数（暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下、(ロ)において同じ。）を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下、(ロ)において同じ。）の2分の1を限度として、貸付相手方と協議の上定めるものとする。

(ロ) 上記(イ)に基づき前納される貸付料の一部（以下「前納貸付料」という。）は、以下のとおり減額貸付期間と時価貸付期間に按分した上で、各期間における貸付料にそれぞれ毎年均等に充てられるものとする。ただし、毎年の貸付料に充てる額に1円未満の端数が生じる場合等必要に応じ、貸付相手方と協議の上、貸付料に充てる金額を調整することができるものとする。

i 減額貸付期間に充当する前納貸付料

$$\text{前納貸付料} \times A / (A + B)$$

ii 時価貸付期間に充当する前納貸付料

$$\text{前納貸付料} \times B / (A + B)$$

(注) 上記 i 及び ii の算式における記号の意味は下記のとおり。

A : 貸付当初の貸付料年額（減額後の額）に減額貸付期間の月数を乗じて得た額を12で除して得た額

B : 減額措置を行わないとした場合の貸付当初の貸付料年額に時価貸付期間の月数を乗じて得た額を12で除して得た額

(3) 標準合意書式

- イ 上記(1)により貸付料を減額する場合の貸付契約は、別紙様式第1号国有財産有償貸付合意書(定期借地、用途指定、減額、分割納付(新規用))を標準合意書式として、公正証書により作成することとする。なお、公正証書の作成費用は、借受人の負担とする。
- ロ なお、国有財産有償貸付合意書は、別紙様式第2号国有財産有償貸付合意書送付文書(前納貸付料がない場合)又は別紙様式第3号国有財産有償貸付合意書送付文書(前納貸付料がある場合)と併せて送付するものとする。

(4) 改定通知

貸付料の改定通知を行う場合には、平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」通達記の第1節の第3の4の(1)の規定にかかわらず、別紙様式第4号改定通知文書(前納貸付料がない場合)又は別紙様式第5号改定通知文書(前納貸付料がある場合)により通知を行うものとする。

6 特例処理

本通達により処理することが適当でないと認められる場合には、その事由を付した処理案により理財局長の承認を得て処理することができるものとする。

○別添(対象施設一覧)

- 別紙様式第1号(定期借地、用途指定、減額、分割納付(新規用))
- 別紙様式第2号(国有財産有償貸付合意書送付文書、前納貸付料がない場合)
- 別紙様式第3号(国有財産有償貸付合意書送付文書、前納貸付料がある場合)
- 別紙様式第4号(改定通知文書、前納貸付料がない場合)
- 別紙様式第5号(改定通知文書、前納貸付料がある場合)

別添 対象施設一覧

第1

施設名	根拠法令	特記事項
・特別養護老人ホーム	社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第2項第3号 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5	
・養護老人ホーム※	社会福祉法第2条第2項第3号 老人福祉法第20条の4	
・軽費老人ホーム※	社会福祉法第2条第2項第3号 老人福祉法第20条の6	※ケアハウス(介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)又は都市型軽費老人ホームに限る。
・小規模多機能型居宅介護事業の用に供する施設	社会福祉法第2条第3項第4号 老人福祉法第5条の2第5項	
・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 (認知症高齢者グループホーム)	社会福祉法第2条第3項第4号 老人福祉法第5条の2第6項	
・生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する施設	社会福祉法第2条第3項第10号	

第2

施設名	根拠法令	特記事項
・老人居宅介護等事業の用に供する施設※	社会福祉法第2条第3項第4号 老人福祉法第5条の2第2項	※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の用に供する施設のうち、社会福祉法第2条に規定する事業の用に供する施設に限る。
・老人デイサービスセンター※	社会福祉法第2条第3項第4号 老人福祉法第20条の2の2	※認知症対応型通所介護に係る施設又は介護予防認知症対応型通所介護に係る事業の用に供する施設に限る。

<p>・老人短期入所事業の用に供する施設※</p>	<p>社会福祉法第2条第3項第4号 老人福祉法第5条の2第4項 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年6月30日法律第64号)第5条第2項第2号ロ</p>	<p>※地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく緊急の対応を行うものとして整備される施設に限る。(虐待のほか要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ)</p>
---------------------------	---	--

(注1) 第1の複数の施設を合築又は併設により整備した場合についても、本通達の対象施設となる。

(注2) 第1及び第2の施設は、定期借地権設定のための一時金の支援事業(「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日付厚生労働省医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号)別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記1-2の2-(3)に規定する事業をいう。)の対象となる施設のうち、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設。

(注3) 第1又は第2の施設に付設される施設内保育施設であつて、上記事業の遂行上直接必要と認められるものを含むものとする。

別紙様式第1号（定期借地、用途指定、減額、分割納付（新規用））

国有財産有償貸付合意書

貸付人国（以下「甲」という。）と借受人〇〇（以下「乙」という。）とは、国有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第22条の規定に基づく一般定期借地権【又は「第23条第1項」若しくは「第23条第2項」の規定に基づく事業用定期借地権】（以下「本件借地権」という。）の設定を目的として、次の条項を内容とする借地契約を平成〇年〇月〇日までに公正証書により締結する。

（貸付財産）

第1条 貸付財産は、次のとおり。

所在地	区分	数量（㎡）	備考
	土地		詳細は別紙1のとおり。

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの〇年間とする。

2 前項に規定する貸付期間には、原状回復に要する期間を含む。

（減額の根拠及び期間）

第3条 甲は、第2条第1項に定める貸付期間のうち平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの10年間については、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第3条第1項の規定に基づき、甲の定める基準により減額した貸付料で貸し付ける。

2 平成〇年〇月〇日（減額貸付期間満了日の翌日）以降の貸付料については、第1項に定める減額を行わないものとする。

（借地権の設定等）

第4条 甲は、第1条に定める貸付財産を本契約に定める条件で乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとし、本件借地権を設定する。

2 本件借地権は賃借権とする。

3 本件借地権は、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による期間の延長がなく、また、乙は甲に対し、建物の買取り請求はできない。

4 本件借地権は、法第4条から第8条まで、法第13条及び第18条並びに民法（明治29年法律第89号）第619条の規定は適用しない。

(注) 借地借家法第23条第2項に基づく事業用定期借地（貸付期間：10年～30年未満）の場合には、第4条第4項について以下の条文とする。

4 本件借地権は、法第3条から第8条まで、法第13条及び第18条並びに民法（明治29年法律第89号）第619条の規定は適用されない。

(指定用途)

第5条 乙は、貸付財産を貸付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）及び事業計画のとおり用途で自ら使用し、甲の承認を得ないで変更してはならない。

(指定期日)

第6条 乙は、平成〇年〇月〇日までに前条で定める用途での一切の工事を完了し、直ちにその用途に供さなければならない。

(貸付料)

第7条 貸付料は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	貸付料年額	備考
第1年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	
第2年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	
第3年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料年額によるものとし、その金額については、甲から通知する。
なお、その適用期間は3年間とする。

3 前項に規定する適用期間が満了した後の貸付料及び適用期間については、前項の規定を準用する。

(前納貸付料)

第8条 乙は、第2条第1項に定める貸付期間における貸付料の一部として金〇円を、甲が定める納付期限までに甲の発行する納入告知書又はその他の方法により納付しなければならない。

2 前項の規定により納付する貸付料の一部（以下「前納貸付料」という。）のうち金〇円は第3条第1項に定める減額貸付期間中の貸付料に充てるものとし、残りの金〇円を減額貸付期間満了日の翌日から第2条第1項に定める貸付期間が満了する日までの貸付料に充てるものとする。

なお、前条第1項に規定する期間の貸付料の一部に充てる前納貸付料は、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	前納貸付料
第1年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第2年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第3年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円

(貸付料の納付)

第9条 乙は、第7条第1項に定める貸付料から前条第2項の規定による第1年次から第3年次までの前納貸付料を控除した金額を、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書又は口座振替により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第1年次	第1回	円	平成 年 月 日	
	第2回	円	平成 年 月 日	
	第3回	円	平成 年 月 日	
	第4回	円	平成 年 月 日	
	計	円		
第2年次	第1回	円	平成 年 月 日	
	第2回	円	平成 年 月 日	
	第3回	円	平成 年 月 日	
	第4回	円	平成 年 月 日	
	計	円		
第3年次	第1回	円	平成 年 月 日	
	第2回	円	平成 年 月 日	
	第3回	円	平成 年 月 日	
	第4回	円	平成 年 月 日	
	計	円		

2 前項の規定は、第7条第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定により更新した貸付料の納付方法に準用する。

(貸付料の改定)

第10条 甲は、貸付財産の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、法第11条第1項本文の規定に該当することとなったときは、第7条及び第8条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

(貸付料の延滞金)

第11条 乙は、甲が定める納付期限までに、第8条に基づく前納貸付料及び第9条に基づく貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、第26条に基づき算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序等)

第12条 乙が、貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(物件の引渡し)

第13条 甲は、第2条第1項に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡ししたものとする。

(瑕疵)

第14条 乙は、貸付財産に別添資料記載の〇〇【地下埋設物・土壤汚染等の瑕疵の内容が明確になるよう記載すること】が存在することを了承したうえ、貸付財産を借り受けるものとする。なお、乙は、本項の瑕疵の存在を理由として、民法第559条において準用する第570条に規定する担保の責任に基づく本契約解除及び損害賠償請求並びに瑕疵修補請求並びに貸付料の減免請求を行うことができない。【瑕疵が存在しない場合は本項削除】

2 乙は、貸付財産に隠れた瑕疵を発見した場合は、速やかに甲にその旨を通知するものとし、当該通知が引渡しの日から2年以内であるときは、甲が使用収益に支障があると認めるときに限り、甲において瑕疵の修補を行うものとする。

3 前項の規定に基づき甲において瑕疵の修補を行う場合は、甲はその旨を乙に通知し、乙はこれに協力するものとする。

4 乙は、第2項【瑕疵が存在しない場合は第1項と修正】の瑕疵の存在を理由として、民法第559条において準用する第570条に規定する担保の責任に基づく本契約解除及び損害賠償請求並びに貸付料の減免請求を行うことができない。

5 乙は、第2項【瑕疵が存在しない場合は第1項と修正】の瑕疵の修補を自ら行った場合において、支出した費用を甲に償還請求しないものとする。

6 乙は、第2項【瑕疵が存在しない場合は第1項と修正】の規定に基づき甲において瑕疵の修補を行うことにより生じた損害について、賠償又は補償請求しないものとする。

7 第2項【瑕疵が存在しない場合は第1項と修正】の規定に基づく甲による瑕疵修補の期間中、乙の使用収益が制限される場合においては、第4項【瑕疵が存在しない場合は第3項と修正】の規定にかかわらず、貸付料の取扱いについて甲乙協議することができるものとする。

(使用上の制限)

第15条 乙は、貸付財産について、第5条に基づき指定用途に供した後、使用目的、利用計画

及び事業計画の変更をしようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

3 乙は、貸付財産及び当該財産上に所在する建物その他工作物について、増改築等による現状の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を記載した書面を甲に通知しなければならない。

（財産保全義務）

第16条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付財産の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付財産が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

（修繕等）

第17条 乙は、貸付財産について修繕又は保存行為（以下「修繕等」という。）を要する箇所が生じた場合は、速やかに甲にその旨を通知するものとし、甲が使用収益に支障があると認めるときに限り、甲において修繕等を行うものとする。

ただし、乙の故意又は過失により修繕等の必要が生じた場合は、その修繕等に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲において修繕等を行う場合は、甲はその旨を乙に通知し、乙はこれに協力するものとする。

3 乙は、修繕等を要する箇所の存在を理由として損害賠償請求及び貸付料の減免請求を行うことができない。

4 乙は、第1項の規定に基づき甲において修繕等を行うことにより生じた損害について、賠償又は補償請求しないものとする。

5 第1項の規定に基づく甲による修繕等の期間中、乙の使用収益が制限される場合においては、第3項の規定にかかわらず、貸付料の取扱いについて甲乙協議することができるものとする。

（必要費、有益費の償還請求権の放棄）

第18条 乙は、貸付財産に必要費、有益費（それぞれ、民法第608条に規定する必要費、有益費をいう。）を支出した場合であっても、これを甲に償還請求しないものとする。

（実地調査等）

第19条 甲は本契約に基づく債権の保全上必要があると認めるときは、乙に対し、その業務若

しくは資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他の財産を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 甲は、乙の第5条、第6条又は第15条に規定する用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。
- 3 乙は、本契約締結の日から第2条第1項に定める貸付期間満了の日まで毎年〇月〇日に、また甲が必要と認めるときは甲がその旨を通知した後速やかに、貸付財産について権利の設定又は当該財産上に所在する建物その他工作物の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて貸付財産の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、正当な理由なく、第1項及び第2項に定める質問、調査、実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は第1項及び前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第20条 乙は、第7条第1項に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わねばならない。

- (1) 第6条、第15条第1項又は前条第3項及び第4項に定める義務に違反した場合
金（貸付料年額）円
- (2) 第5条に定める義務に違反した場合 金（貸付料年額の3倍）円
- (3) 第22条第1項に定める義務に違反した場合 金（貸付料年額）円

2 乙は、第7条第1項に定める期間を経過した後において前項に定める義務に違反した場合の違約金は、第7条第2項又は第3項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

3 前2項に定める違約金は、第3条第1項に規定する平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間については、第3条第1項により算定した減額後の貸付料を基に算定し、平成〇年〇月〇日（減額貸付期間満了日の翌日）以降については、減額前の貸付料を基に算定する。

4 前3項に定める違約金は、第25条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

5 乙が第1項から第3項に定める違約金を支払う義務を負う場合に、甲が第24条第3項の規定により当該違約金の一部を未経過期間にかかる貸付料及び前納貸付料の全部又は一部と相殺したときは、第1項から第3項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合又は第14条第2項【瑕疵が存在しない場合は第14条第1項と修正】に規定する瑕疵の修補若しくは第17条第1項に規定する修繕等

に過分の費用を要する場合には、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 貸付財産を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき
- 3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 乙は、第2条第1項に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除することができる。
- 6 乙は甲に対して、前項に定める契約の解除を行おうとする日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡し等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

（原状回復）

- 第22条 乙は、第2条第1項に定める貸付期間が満了する日、又は前条の規定により本契約が解除されたときは甲の指定する期日までに、自己の責任と負担において、貸付財産上の建物その他工作物を除去し、貸付財産を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、第2条第1項に定める貸付期間が満了する日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡しの日程等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。
 - 3 乙が第1項に定める義務に違反した場合には、甲は原状回復に要する費用を乙に請求する

ものとする。

- 4 前項に定める金員は、第25条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 5 乙は、第1項に定める貸付財産の原状回復に際して、原状回復に要する費用の償還、その他如何なる名目においても、財産上の請求を一切行うことができない。

(貸付料等滞納時の強制執行)

第23条 乙は本契約に定める金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨、異議なく承諾する。

(貸付料の清算)

第24条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料及び前納貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

- 2 前項及び次項の規定により返還する未経過期間に係る貸付料及び前納貸付料には利息を付さないものとする。
- 3 甲は、本契約の解除により、乙が第20条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第1項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料及び前納貸付料の全部又は一部と相殺することができる。

(損害賠償)

第25条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙が前項の規定により損害賠償義務を負う場合に、甲が前条第3項の規定により当該損害賠償額の一部を未経過期間にかかる貸付料及び前納貸付料の全部又は一部と相殺したときは、甲が通知する金額を納付するものとする。

(延滞金の算定)

第26条 本契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭の延滞金については、次の式により算定するものとする。

算定式	$\text{元本金額} \times 5\% \text{【延滞金利率】} \times (\text{延滞金起算日から納付の日までの日数} \div 365)$
-----	--

(本契約にかかる日割計算)

第27条 甲及び乙が本契約に基づき支払うべき金銭の額について日割計算を要するときは、前条に基づき算定する場合を除き、閏年を含む期間についても、年365日当たりの割合とする。

(契約内容の公表)

第28条 乙は、本契約締結後、別紙2に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第29条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付財産が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(公正証書の作成費用)

第30条 公正証書を作成する費用は、乙の負担とする。

(事前使用の禁止)

第31条 この貸付合意書締結後、公正証書を作成するまでの間、乙は甲の許可を得ずに貸付財産の使用をしてはならない。

(裁判管轄)

第32条 本契約に関する訴えの管轄は、〇〇財務局所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所とする。

上記の合意を証するため本合意書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

貸付人 国

契約担当官〇〇財務(支)局長

借受人 住所(所在地)

氏名(名称)

別紙 1

(貸付財産及び付属施設の内訳)

区分	種目	構造	数量	備考

記載要領

- 1 本表には貸付財産及び付属する工作物並びに立木竹の詳細を記載し、原状回復の際の紛争を防止できるようにしておくこと。
- 2 土地については、地番を備考欄に記載すること。

別紙 2

- 所在地
- 登記地目
- 面積
- 契約年月日
- 年額貸付料
- 契約期間
- 契約相手方名
- 法人番号
- 用途
- 減額貸付の有無
- 定期借地権の設定の有無
- 価格形成上の減価要因
- 都市計画区域
- 用途地域
- 建蔽率
- 容積率

文書番号
○年○月○日

殿

○○財務（支）局（事務所・出張所）長 ○ ○ ○ ○

国有財産有償貸付合意書の締結について

平成○年○月○日付で貴職（殿）より貸付申請のありました下記1の国有財産にかかる標記のことについて、同封した「国有財産有償貸付合意書」を締結しますので、記名押印のうえ平成○年○月○日までに2通とも返送願います。

返送を受けた後に国側の押印を行い、合意書1通を改めて送付します。

なお、本貸付にあたっての貸付料等の内容について、下記2、3及び4に記載しておりますので、予めご確認ください。

記

1. 財産の表示

所在地
区分・数量

2. 納付していただく各年次の貸付料

第1年次（平成○年○月○日から平成○年○月○日まで） 金 円
第2年次（平成○年○月○日から平成○年○月○日まで） 金 円
第3年次（平成○年○月○日から平成○年○月○日まで） 金 円

3. 各年次の（分割）納付金額及び納付期限

年次	回数	（分割）納付金額	納付期限
第1年次	第1回	円	平成 年 月 日
	第2回	円	平成 年 月 日
	第3回	円	平成 年 月 日
	第4回	円	平成 年 月 日
	計	円	

第 二 年 次	第1回	円	平成 年 月 日
	第2回	円	平成 年 月 日
	第3回	円	平成 年 月 日
	第4回	円	平成 年 月 日
	計	円	
第 三 年 次	第1回	円	平成 年 月 日
	第2回	円	平成 年 月 日
	第3回	円	平成 年 月 日
	第4回	円	平成 年 月 日
	計	円	

4. 違約金額

- (1) 合意書第17条第1項第1号に基づく違約金 円
- (2) 合意書第17条第1項第2号に基づく違約金 円
- (3) 合意書第17条第1項第3号に基づく違約金 円

《参考》

貸付料決定額

年次	期間	貸付料決定額	(参考) (減額前の貸付料)
第1年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	円
第2年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	円
第3年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	円

(注) 貸付料決定額は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの10年間については、国有財産特別措置法第3条第1項の規定に基づき、国の定める基準により減額した額になります。

納付していただく各年次の貸付料 = 貸付料決定額

納付していただく各年次の貸付料

年次	期間	貸付料納付額
第1年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第2年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第3年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円

文書番号
〇年〇月〇日

殿

〇〇財務（支）局（事務所・出張所）長 〇 〇 〇 〇

国有財産有償貸付合意書の締結について

平成〇年〇月〇日付で貴職（殿）より貸付申請のありました下記1の国有財産にかかる標記のことについて、同封した「国有財産有償貸付合意書」を締結しますので、記名押印のうえ平成〇年〇月〇日までに2通とも返送願います。

返送を受けた後に国側の押印を行い、合意書1通を改めて送付します。

なお、本貸付にあたっての貸付料等の内容について、下記2、3及び4に記載しておりますので、予めご確認ください。

記

1. 財産の表示

所在地
区分・数量

2. 納付していただく各年次の貸付料

第1年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円
第2年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円
第3年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円

3. 各年次の（分割）納付金額及び納付期限

年次	回数	（分割）納付金額	納付期限
第1年次	第1回	円	平成 年 月 日
	第2回	円	平成 年 月 日
	第3回	円	平成 年 月 日
	第4回	円	平成 年 月 日
	計	円	

第2年次	第1回	円	平成 年 月 日
	第2回	円	平成 年 月 日
	第3回	円	平成 年 月 日
	第4回	円	平成 年 月 日
	計	円	
第3年次	第1回	円	平成 年 月 日
	第2回	円	平成 年 月 日
	第3回	円	平成 年 月 日
	第4回	円	平成 年 月 日
	計	円	

4. 違約金額

- (1) 合意書第17条第1項第1号に基づく違約金 円
- (2) 合意書第17条第1項第2号に基づく違約金 円
- (3) 合意書第17条第1項第3号に基づく違約金 円

《参考》

① 貸付料決定額

年次	期間	貸付料決定額 a	(参考) (減額前の貸付料)
第1年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	円
第2年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	円
第3年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	円

(注) 貸付料決定額は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの10年間については、国有財産特別措置法第3条第1項の規定に基づき、国の定める基準により減額した額になります。

② 前納貸付料 (※別添参照)

年次	期間	前納貸付料 b
第1年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第2年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第3年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円

納付していただく各年次の貸付料 = 貸付料決定額 a - 前納貸付料 b

納付していただく各年次の貸付料

年次	期間	貸付料納付額
第1年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第2年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第3年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円

別添

貸付期間中、合意書第8条第2項に基づき、貸付料に充当する前納貸付料は以下のとおりです。

前納貸付料総額	円
---------	---

期間	各期間の総額	各年次の貸付料に 充当する前納貸付料
自平成 年 月 日至平成 年 月 日 (〇年間)	円	円
自平成 年 月 日至平成 年 月 日 (〇年間)	円	円
自平成 年 月 日至平成 年 月 日 (〇年間)	円	円
自平成 年 月 日至平成 年 月 日 (〇年間)	円	円
計	円	

殿

〇〇財務（支）局（事務所・出張所）長 〇 〇 〇 〇

国有財産貸付料等の改定について

貴職（殿）と平成〇年〇月〇日付で国有財産有償貸付契約を締結した下記1の国有財産について、国有財産有償貸付合意書第7条第1項に定める期間の満了に伴い、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの貸付料及び契約違反の場合における違約金の額を決定しましたので、同合意書第7条第2項の規定に基づき、下記2、3及び4のとおり通知します。

また、貴職（殿）におかれましては、同合意書第15条第1項に基づき、善良な管理者としての注意義務をもって貸付物件の適切な維持保全に努めていただくとともに、同合意書第16条第3項に基づく貸付物件の利用状況等を毎年〇月〇日までに報告していただきますようお願いいたします。

記

1. 財産の表示

所在地
区分・数量

2. 納付していただく各年次の貸付料

第1年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円
第2年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円
第3年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円

3. 各年次の（分割）納付金額及び納付期限

年次	回数	（分割）納付金額	納付期限
第1年次	第1回	円	平成 年 月 日
	第2回	円	平成 年 月 日
	第3回	円	平成 年 月 日
	第4回	円	平成 年 月 日
	計	円	

第 一 年 次	第1回	円	平成 年 月 日
	第2回	円	平成 年 月 日
	第3回	円	平成 年 月 日
	第4回	円	平成 年 月 日
	計	円	
第 二 年 次	第1回	円	平成 年 月 日
	第2回	円	平成 年 月 日
	第3回	円	平成 年 月 日
	第4回	円	平成 年 月 日
	計	円	

4. 違約金額

- (1) 合意書第17条第1項第1号に基づく違約金 円
- (2) 合意書第17条第1項第2号に基づく違約金 円
- (3) 合意書第17条第1項第3号に基づく違約金 円

《参考》

貸付料決定額

年次	期間	貸付料決定額	(参考) (減額前の貸付料)
第1年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	円
第2年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	円
第3年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	円

納付していただく各年次の貸付料 = 貸付料決定額

納付していただく各年次の貸付料

年次	期間	貸付料納付額
第1年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第2年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第3年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円

(注1) 「違約金額」について、通知する期間に減額措置を行う期間と行わない期間が含まれる場合(第3回改定時)には、適宜修正して使用すること。

(注2) 「《参考》貸付料決定額」の表について、以下のとおり注書きを追記等すること。

- ① 第1回、第2回改定時には、以下の事項を記載し、参考欄に減額前の貸付料を記載する。

「(注) 貸付料決定額は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの10年間については、国有財産特別措置法第3条第1項の規定に基づき、国の定める基準により減額した額になります。」

- ② 第3回改定時には、以下の事項を記載し、「減額前の貸付料」欄の第2年次及び第3年次に斜線を入れる。

「(注) 貸付料決定額は、第1年次については、国有財産特別措置法第3条第1項の規定に基づき、国の定める基準により減額した額になりますが、第2年次以降については、減額を行いません。」

- ③ 第4回改定時以降は注書きは不要とし、参考欄は削除する。

殿

〇〇財務（支）局（事務所・出張所）長 〇 〇 〇 〇

国有財産貸付料等の改定について

貴職（殿）と平成〇年〇月〇日付で国有財産有償貸付契約を締結した下記1の国有財産について、国有財産有償貸付合意書第7条第1項に定める期間の満了に伴い、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの貸付料及び契約違反の場合における違約金の額を決定しましたので、同合意書第7条第2項の規定に基づき、下記2、3及び4のとおり通知します。

また、貴職（殿）におかれましては、同合意書第15条第1項に基づき、善良な管理者としての注意義務をもって貸付物件の適切な維持保全に努めていただくとともに、同合意書第16条第3項に基づく貸付物件の利用状況等を毎年〇月〇日までに報告していただきますようお願いいたします。

記

1. 財産の表示

所在地
区分・数量

2. 納付していただく各年次の貸付料

第1年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円
第2年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円
第3年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円

3. 各年次の（分割）納付金額及び納付期限

年次	回数	（分割）納付金額	納付期限
第1年次	第1回	円	平成 年 月 日
	第2回	円	平成 年 月 日
	第3回	円	平成 年 月 日
	第4回	円	平成 年 月 日
	計	円	

第2年次	第1回	円	平成 年 月 日
	第2回	円	平成 年 月 日
	第3回	円	平成 年 月 日
	第4回	円	平成 年 月 日
	計	円	
第3年次	第1回	円	平成 年 月 日
	第2回	円	平成 年 月 日
	第3回	円	平成 年 月 日
	第4回	円	平成 年 月 日
	計	円	

4. 違約金額

- (1) 合意書第17条第1項第1号に基づく違約金 円
- (2) 合意書第17条第1項第2号に基づく違約金 円
- (3) 合意書第17条第1項第3号に基づく違約金 円

《参考》

① 貸付料決定額

年次	期間	貸付料決定額 a	(参考) (減額前の貸付料)
第1年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	円
第2年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	円
第3年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	円

② 前納貸付料 (※別添参照)

年次	期間	前納貸付料 b
第1年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第2年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第3年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円

納付していただく各年次の貸付料 = 貸付料決定額 a - 前納貸付料 b

納付していただく各年次の貸付料

年次	期間	貸付料納付額
第1年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第2年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第3年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円

別添

貸付期間中、合意書第8条第2項に基づき、各年次の貸付料に充当する前納貸付料は以下（別紙）のとおりです。

前納貸付料総額	円
---------	---

期間	各期間の総額	各年次の貸付料に 充当する前納貸付料
自平成 年 月 日至平成 年 月 日（〇年間）	円	円
自平成 年 月 日至平成 年 月 日（〇年間）	円	円
自平成 年 月 日至平成 年 月 日（〇年間）	円	円
自平成 年 月 日至平成 年 月 日（〇年間）	円	円
計	円	

（注1）「違約金額」について、通知する期間に減額措置を行う期間と行わない期間が含まれる場合（第3回改定時）には、適宜修正して使用すること。

（注2）「《参考》貸付料決定額」の表について、以下のとおり注書きを追記等すること。

- ① 第1回、第2回改定時には、以下の事項を記載し、参考欄に減額前の貸付料を記載する。

「（注）貸付料決定額は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの10年間については、国有財産特別措置法第3条第1項の規定に基づき、国の定める基準により減額した額になります。」

- ② 第3回改定時には、以下の事項を記載し、「減額前の貸付料」欄の第2年次及び第3年次に斜線を入れる。

「（注）貸付料決定額は、第1年次については、国有財産特別措置法第3条第1項の規定に基づき、国の定める基準により減額した額になりますが、第2年次以降については、減額を行いません。」

- ③ 第4回改定時以降は注書きは不要とし、参考欄は削除する。

会計検査院「平成 29 年度決算検査報告」における 不適切に支払われた介護給付費について

【適切とは認められない支払の実態】

会計検査院が行った実地検査の結果、別紙のとおり平成 24 年度から 29 年度までの間における介護給付費の支払について、5,003 件、11,440 千円が適切ではないとされた。

今後は、このような事態を招くことのないよう事業者等に対する必要な助言及び適切な指導を行い、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう取り組まれない。

具体的には、介護報酬の算定に当たり、

- ① 訪問介護については、4 事業者が、減算に係る要件を満たす建物の居住者に対して訪問介護を提供していたのに、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数に減算することなく介護報酬を算定していた。
- ② 通所介護については、3 事業者が、事業者の規模区分を誤るなどしていた。

上記のほか、介護福祉施設サービス、介護療養施設サービス及び短期入所療養介護の 3 つの介護サービスについて、2 事業所が単位数の算定を誤り、介護報酬を過大に請求していた。

介護給付費に係る国の負担が不当

1 件 不当金額(支出) 1 1 4 4 万円
 (前年度 1 件 2 0 2 3 万円)

1 介護保険の概要

介護保険は、介護保険法に基づき、要介護状態又は要支援状態となった者に対して、必要な保険給付を行うものであり、市区町村等が保険者、その区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

介護サービス事業者が要介護者等に対して介護サービスを提供して請求することができる介護報酬は、算定基準等で定められた単位数に単価を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、市区町村等は、原則として、介護報酬の90/100に相当する額又は介護報酬の全額を介護サービス事業者に支払うこととなっている(市区町村等が支払う介護報酬の額を「介護給付費」)。

介護給付費は、50/100を公費で、50/100を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。そして、公費負担として、国が20/100又は25/100を負担している。

2 検査の結果

9事業者に対して10道県の27市町等の実施主体が行った平成24年度から29年度までの間における介護給付費の支払が3805万円過大となっていて、これに対する国の負担額1144万円が不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

ア 訪問介護

4事業者は、減算に係る要件を満たす建物の居住者に対して訪問介護を提供していたのに、介護報酬の算定に当たり、所定単位数の90/100に相当する単位数に減算していなかった。このため、介護給付費の支払が11市町で2127万円過大となっていて、これに対する国の負担額654万円は負担の必要がなかった。

イ 通所介護

2事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていた。また、1事業者は、通所介護事業所に配置している看護職員等が個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る基準に適合していなかったのに、介護報酬の算定に当たり、1日につき42単位又は46単位を所定単位数に加算していた。このため、介護給付費の支払が8市町で1267万円過大となっていて、これに対する国の負担額386万円は負担の必要がなかった。

ウ その他の介護サービス

ア及びイのほか、介護福祉施設サービス、介護療養施設サービス及び短期入所療養介護の3介護サービスについて、2事業者は、介護報酬の算定に当たり、単位数の算定を誤っていた。このため、介護給付費の支払が9市町等で410万円過大となっていて、これに対する国の負担額102万円は負担の必要がなかった。

県等名	実施主体 (事業者数)	年 度	過大に支払われた 介護給付費の件数	過大に支払われた 介護給付費	不当と認める 国の負担額	摘 要
		平成	件	円	円	
仙 台 市	2市(1)	26、27	395	655万	205万	ア
宇都宮市	2市町(1)	27～29	395	597万	187万	ア
船 橋 市	4市(1)	27、28	651	421万	128万	イ
愛 知 県	7市(2)	27、28	429	874万	261万	ア
神 戸 市	6市町(2)	24～29	1,998	676万	194万	イ、ウ
和歌山市	3市町(1)	27、28	462	386万	116万	イ
佐 賀 県	3市町等(1)	25～28	673	194万	49万	ウ
計	27実施主体(9)		5,003	3805万	1144万	

(注) 摘要欄のア、イ及びウは、本文の介護サービスの種類の別に対応している。

スポーツ庁資料

運動・スポーツ習慣化促進事業

(前年度予算額：180,000千円)
2019年度予算額：180,000千円

事業趣旨・目的

多くの国民に対して、スポーツを通じた健康増進を推進するためには、地域においてスポーツ及び健康に関する行動に効率的にアクセスすることができる環境の整備を行う必要がある。運動・スポーツの無関心層や、疾病コントロール及びQOLの維持・向上のために医師からスポーツを推奨されている有患者を含め、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るためのスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。このことを通じて、多くの国民のスポーツへの参画を促進し、健康で活力ある長寿社会の実現を目指す。

事業内容

地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その活動の習慣化につながる取組を支援する。具体的には、地域の実情に応じ、生活習慣病の予防・改善等に効果的なスポーツを通じた健康増進に資する以下の取組を支援する。

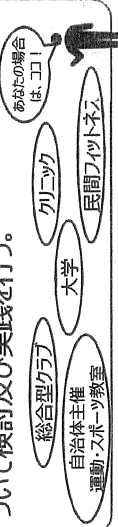
【共通事項】

行政内（スポーツ部局、健康福祉部局等）や域内の関係団体（大学、民間事業者、スポーツ団体、医療機関、健康関連団体等）が一体となり、効果的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行う。



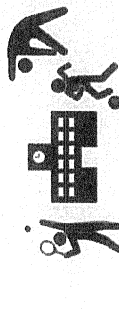
【+α】

①相談幹旋窓口機能
地域包括支援センターとの連携や、個別の人材を養成し「地域の窓口」として、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝える窓口をワンストップ化し、スポーツを通じた健康増進を推進する環境を整備する。そのため、地域の関係団体が一体となり、連携・協働体制や窓口の在り方について検討及び実践を行う。



②官学連携

官学連携をすることにより、大学に備わる専門的知識や施設を知の拠点として有効活用する。



相談者のニーズに応じ、最適な機関の紹介等を行う。

実施形態 都道府県・市町村に対する補助事業（定額）

【選択事項（以下の取組①又は②のいずれか一つを選択）】

①健康増進のための運動・スポーツ習慣化の実践

スポーツを通じた健康増進を一層推進するため、地域における運動・スポーツ無関心層へのアプローチや運動・スポーツ習慣化の課題解決を効果的に取組み、より一層事業の充実を図る。ターゲットはライフステージ別に以下のとおりとする（複数選択あり）。

- 1) ヒジネスパーソン
- 2) 高齢者
- 3) 女性（中学生や高校生などの若年層又は成人）

②医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の実践

生活習慣病（糖尿病、高血圧、心疾患など）及び運動器疾患（腰痛症、変形性膝関節症など）等の生活機能低下を伴うハイリスクな住民が、個々の健康状態に応じた安全かつ効果的な楽しいスポーツを地域で安心して安心して親しめる機会を創出する。医療機関とスポーツ施設と地方公共団体等が連携を図り、スポーツ医学の知見に基づいた、疾病コントロールの維持・改善につながる運動・スポーツを習慣化するためのシステム開発及び実践により、スポーツを通じた健康増進を図る。

具体的には、運動・スポーツに十分知識と理解のある医師及び医療スタッフと、専門性を持った健康運動指導士等の運動指導者が連携して、患者情報等を共有し、地域で楽しい運動・スポーツの習慣化を実施する体制を整える。



【担当】 スポーツ庁 健康スポーツ課 健康・体力づくり係
TEL：03-5253-4111（内線2998） Email：kensport@mext.go.jp

総合型地域スポーツクラブによる介護予防に関する取組事例

NPO 法人みわスポーツクラブ（広島県三次市）

特徴：

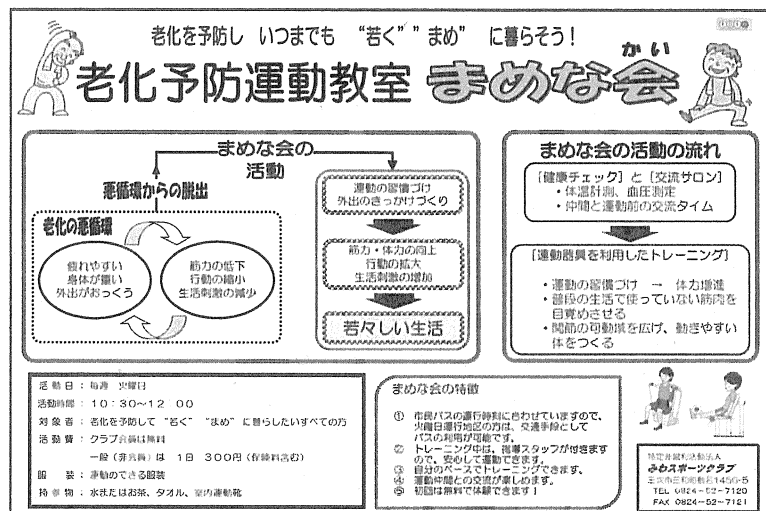
- ✓ 一般介護予防事業を市からの委託事業として実施
- ✓ 一般介護予防事業の「卒業生」を対象とした運動教室をクラブの活動(自主事業)として実施

◆ 一般介護予防事業

- ・ NPO 法人みわスポーツクラブでは、三次市から介護予防事業の委託を受け、旧三和町内において、一般介護予防事業対象者への運動教室を実施。
- ・ 参加者の送迎を行い、保健センターで健康運動指導士による運動器の機能向上等を目的としたプログラムを3か月間のクールで実施。
- ・ 参加料は、無料。

◆ 自主事業

- ・ 一般介護予防事業のプログラムを終えた高齢者が参加できる3種類の運動教室をクラブの活動(自主事業)として実施。
- ・ 「まめな会」では、コミュニティバスや家族の送迎等で会場まで来ることのできる高齢者を対象として、週1回のペースで運動教室を開催。
- ・ 「OB会」では、会場まで来ることのできない高齢者を対象として、月1回のペースで送迎付きの運動教室を開催。
- ・ 「なごみ会」では、週1～2回の自主的な活動支援を実施。
- ・ 参加費は、年間6,000円(クラブ年会費)又は1回300円(1日会員費)。



NPO 法人 A-life なんかん（熊本県南関町）

特徴：

- ✓ 通所型サービスC（短期集中サービス）を町からの委託事業として実施
- ✓ 通所型サービスC（短期集中サービス）の「卒業生」を、町からの委託事業（一般介護予防事業）として実施している体操教室に受け入れ

◆ 通所型サービスC（短期集中サービス）

- NPO 法人 A-life なんかんでは、南関町からの介護予防事業の委託を受け、通所型サービスC（短期集中サービス）対象者への運動教室を実施。
- 参加者の送迎を行い、保健センターで健康運動指導士や看護師等による運動器の機能向上等を目的としたプログラムを6か月間実施。
- 参加料は、無料。

◆ 一般介護予防事業

- 三重県いなべ市で始まった「元気づくりシステム」を取り入れて、町内の64地区のうち48地区の集会所等で週2回のペースで高齢者の体力の維持増進を目的とした体操教室を実施。

「元気づくりシステム」

地域の集会所等で設置型の器具を使用せず、気軽にできる運動を実施。6か月間の立ち上げ期間に参加者からリーダーを養成し、6か月以後はリーダーを中心に自主的に継続。

- 通所型サービスC（短期集中サービス）のプログラムを終えた高齢者を集会所等で実施している体操教室で受け入れ。
- クラブは、南関町からの委託事業として、新たな集会所での体操教室の立ち上げを6か月間で実施するとともに、6か月以後は、リーダーを中心に自主的に継続される体操教室のマネジメント（教室参加者数の把握、問題や課題等の解決等）を担っている。
- 参加料は、無料。



【担当】 スポーツ庁 健康スポーツ課 連携推進係
 TEL : 03-5253-4111 (内線 3485)
 Email : kensport@mext.go.jp

人口減少・少子高齢化の進行等に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、健康長寿社会の実現等を推進するため、都市公園について、地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応した、効果的な整備・再編を図る必要がある。

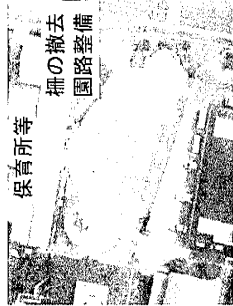
このため、立地適正化計画等に基づき行われる、子育て支援や高齢社会対応としての整備や配置の適正化など、地方公共団体における都市公園ストックの機能や配置の再編を支援する。

都市公園ストックの再編イメージ

機能の再編（子育て支援）

子育て世代が住みやすい生活環境づくりを促進する。

- 保育所に隣接する街区公園を保育所の認可に必要な屋外遊戯場として活用
- 保育所や児童館と隣接する公園においてアクセス性の向上のため園路の整備等を実施



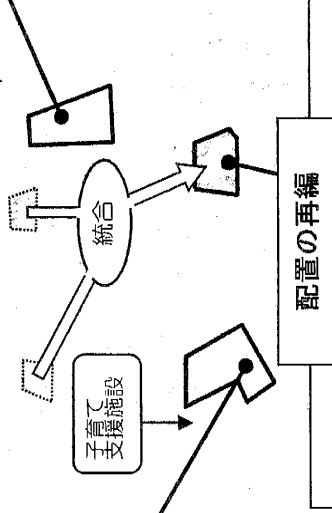
機能の再編（高齢社会対応）

高齢者の健康増進に寄与する取組を促進する。

- 老朽化した施設を健康運動器具系施設に再整備



健康運動器具系施設



都市公園の配置の適正化により、魅力の向上や維持管理の効率化を図る。

- 周辺の小規模公園を統合し、公園を整備

※支援対象となる都市公園の面積要件を緩和

都市公園ストック再編事業の事業要件等

【事業要件】

- 1) 都市要件：下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編を対象
 - ① 立地適正化計画
 - ② 緑の基本計画（子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る）
- 2) 総事業費要件：事業の合計国費が15百万円（都道府県事業は30百万円）×計画年数以上

【事業主体】
地方公共団体

【国費率】
用地費：1/3 施設費：1/2

